

令和 5 (2023) 年度臨床研修病院の募集定員の算定方法について

1 概要

国が定める都道府県ごとの上限の範囲内で、県が設定することとなっている臨床研修病院の募集定員について、令和 5 年度分の算定方法を定めるもの。

2 これまでの経緯及び今後のスケジュール (予定)

- 令和 3 年 12 月 23 日 県の募集定員上限を 193(自治医師含む)とした国からの通知 (資料 1-2)
 →募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率 (3.2%) を上回る県は減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算することができるものとなった。(令和 4 年度からの変更点)
- 令和 4 年 1 月 21 日 国が定めた県の募集定員上限を踏まえ、臨床研修病院に書面で意見照会
 →提出された意見及び県の考え方は資料 1-3 のとおり
- 1 月 28 日 国から県の募集定員上限を 5 人追加するとして通知 (追加後の上限 198) (資料 1-4)
- 2 月 10 日 県医療対策協議会 (本日)
- 4 月上旬 自治医科大学卒業医師の受入調整
- 4 月 15 日 各臨床研修病院の募集定員の決定

3 令和 5 年度臨床研修病院の募集定員の算定方法 (案)

令和 5 年度臨床研修病院の募集定員 (基礎研究医プログラムに係る募集定員除く。以下この項目において同じ。) の算定方法は、次のとおりとする (試算結果は資料 1-5 のとおり)。

- ① 国が定める県の募集定員上限 (基礎研究医プログラムに係る募集定員除く。以下同じ。) から、自治医科大学卒業医師 (以下「自治医師」という。) に係る定員を除いた募集定員を、令和 4 年度の各臨床研修病院の定員数の割合に応じて按分する。(令和 4 年度からの変更点)
 - ※ 国の考え方が変わり、採用実績等に関係なく、国全体の減少率まで加算できることとなり、それに併せて県内の配分についても、現在のそれぞれの定員数を基礎として、定率で計算する方法に変更することとしたものです。
- ② ①の結果をベースとして、県の臨床研修医確保に係る必要な調整を行う。
- ③ ②の結果、各病院の募集定員の合計が、県の募集定員上限に達しない場合、その差分を、各病院の前年度の募集定員数に対する不足状況に応じ、最大平均法により各病院 (②の結果、募集定員が 2 以下となる病院除く) に配分する。
- ④ 自治医師を受け入れる病院は、当該受入人数を別途加算する。
- ⑤ 募集定員が 1 の病院は、1 を加算する。(県上限の枠外)

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 5 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和 3 年 12 月 22 日に開催された令和 3 年度第 2 回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 3 に基づく研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡いたします。

つきましては、令和 4 年 4 月 15 日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和5年度の都道府県別募集定員上限算出の対応方針

■全国の募集定員上限(11,053人)

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{※1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小

※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

① 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方}^*}{\text{①と②の多い方}^* \text{の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

② 地域枠による加算

$$+ \text{地域枠入学者数} \times 1.07 \text{ (今回の倍率)}$$

③ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数^{※3}
- (2) 離島の人口^{※3}
- (3) 医師少数区域の人口^{※4}
- (4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

- ※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
- ※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
- ※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④ 激変緩和(直近の採用数保障)

- ・①～③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
 - ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」 - 令和3年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする**

⑤ 募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

- ・①～④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する
- ・ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

※①～④については、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で各都道府県に配分するもの。

⑤については、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの。

※赤字部分は令和4年度からの変更点

令和5年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

(単位:人)

	R4年度募集定員上限	R4年度病院募集定員合計(※1)	R3年度採用実績	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学定員で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					激変緩和調整後の定員上限(※5)	3.2%戻しによる追加配分	R5募集定員上限(※6)
						地理的条件(100kmあたりの医師数)による加算(※4)	地理的条件(離島の人口)による加算(※4)	医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		直近の採用数	④と⑤のうち④が少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から割る数(不足数の合計を⑧で按分)			
				①	②	③				④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
						③-1	③-2	③-3	③-4	①+②+③			⑥-④	④-⑤		④-⑨		⑩+⑪
北海道	430	434	321	353	31	36	3	3	8	434	321	—	—	0	0	434	0	434
青森	156	156	79	100	72	11	0	2	10	195	79	—	—	0	0	195	0	195
岩手	154	128	67	99	20	10	0	3	10	142	67	—	—	75	10	132	0	132
宮城	231	231	183	186	19	14	1	3	7	230	183	—	—	0	0	230	0	230
秋田	129	112	71	78	26	8	0	2	9	123	71	—	—	52	7	116	0	116
山形	127	120	70	87	27	9	1	1	9	134	70	—	—	64	9	125	0	125
福島	198	168	112	124	61	13	0	2	10	210	112	—	—	98	13	197	0	197
茨城	255	247	176	192	43	0	0	6	10	251	176	—	—	75	10	241	0	241
栃木	193	192	161	156	10	11	0	3	8	188	161	—	—	27	4	184	0	184
群馬	163	146	115	130	21	10	0	2	8	171	115	—	—	56	8	163	0	163
埼玉	529	499	395	494	27	0	0	4	10	535	395	—	—	140	19	516	0	516
千葉	475	475	441	420	59	0	0	1	9	489	441	—	—	0	0	489	0	489
東京	1,356	1,356	1,275	1,122	27	0	7	6	5	1,167	1,275	1,167	108	0	0	1,275	0	1,275
神奈川	657	661	642	618	17	0	0	0	8	643	642	—	—	0	0	643	0	643
新潟	216	216	104	149	34	11	12	4	10	220	104	—	—	0	0	220	0	220
富山	115	112	82	84	15	6	0	0	8	113	82	—	—	31	4	109	0	109
石川	130	134	80	92	11	7	0	1	6	117	80	—	—	0	0	117	9	126
福井	92	92	64	62	10	5	0	1	7	85	64	—	—	0	0	85	4	89
山梨	122	80	58	65	39	5	0	0	8	117	58	—	—	59	8	109	0	109
長野	180	180	131	138	19	10	0	2	9	178	131	—	—	0	0	178	0	178
岐阜	196	196	143	133	27	10	0	2	8	180	143	—	—	0	0	180	10	190
静岡	295	295	246	245	15	0	1	3	9	273	246	—	—	0	0	273	13	286
愛知	556	559	550	507	31	0	1	2	8	549	550	549	1	0	0	550	0	550
三重	186	156	124	120	41	9	1	1	8	180	124	—	—	56	8	172	0	172
滋賀	131	131	110	99	7	7	1	0	7	121	110	—	—	0	0	121	6	127
京都	253	261	252	193	7	0	0	1	6	207	252	207	45	0	0	252	0	252
大阪	632	648	625	591	16	0	0	0	6	613	625	613	12	0	0	625	0	625
兵庫	419	420	393	367	22	0	2	0	7	398	393	—	—	0	0	398	8	406
奈良	131	131	121	103	12	0	0	0	7	122	121	—	—	0	0	122	5	127
和歌山	129	129	92	75	33	6	0	1	7	122	92	—	—	0	0	122	3	125
鳥取	85	85	46	45	24	4	0	0	7	80	46	—	—	0	0	80	2	82
島根	107	80	49	54	30	6	5	1	7	103	49	—	—	54	7	96	0	96
岡山	199	203	173	152	9	11	1	1	6	180	173	—	—	0	0	180	13	193
広島	217	215	165	188	24	0	3	0	7	222	165	—	—	57	8	214	0	214
山口	146	133	95	106	24	8	1	1	8	148	95	—	—	53	7	141	0	141
徳島	87	77	36	59	14	5	1	1	6	86	36	—	—	50	7	79	0	79
香川	110	110	50	77	14	0	9	1	7	108	50	—	—	0	0	108	0	108
愛媛	147	150	73	104	21	8	4	0	7	144	73	—	—	0	0	144	0	144
高知	102	99	60	56	29	4	1	1	7	98	60	—	—	38	5	93	0	93
福岡	415	420	361	398	5	0	1	1	6	411	361	—	—	0	0	411	0	411
佐賀	86	86	57	66	4	0	1	1	7	79	57	—	—	0	0	79	4	83
長崎	158	147	97	107	14	0	31	1	7	160	97	—	—	63	9	151	0	151
熊本	147	147	98	117	5	9	1	1	7	140	98	—	—	0	0	140	2	142
大分	120	110	79	91	15	7	1	1	7	122	79	—	—	43	6	116	0	116
宮崎	118	105	64	86	22	7	1	2	8	126	64	—	—	62	8	118	0	118
鹿児島	173	147	98	108	17	8	33	1	7	174	98	—	—	76	10	164	0	164
沖縄	165	165	160	106	21	0	29	0	6	162	160	—	—	0	0	162	0	162
計	11,418	11,144	9,044	9,102	1,090	275	153	72	361	11,050	9,044	2,536	166	1,229	166	11,049	78	11,128

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。

(※2)「研修医総数推計値」は、令和5年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出。

→令和5年度研修の希望者数推計値 10,227人×0.89=9,102人

(※3)①都道府県が奨学金を貸与している者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.07)を乗じて算出。

(※4)面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算。

(※5)④から⑩への計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、増加する都道府県の定員数の合計を、他の都道府県の仮上限から、当該都道府県の仮上限と直近の採用実績との差に応じて減ずることにより調整。ただし、⑧において「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする。

(※6)⑫の計算は、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算(⑪)する。ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

(※7)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

(※8)基礎研究プログラムは、募集定員上限の枠外に設定できることとする。

令和 5 年度臨床研修病院の募集定員の算定方法（案）に係る臨床研修病院の意見及び県の考え方

	提出された意見（要旨）	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・自治医科大学卒業医師に関する受入れの特別措置（別途加算）については、これまで長期に渡り受入・育成を担当してくださった医療機関の皆様の多大なご功績を踏まえつつも、<u>今後も引き続き研修医の募集定員削減傾向の継続が強く懸念される現状にあっては、別途、受入人数の別途加算を岡山県の医師確保における長期的戦略の観点から説明していただくような機会をぜひ設けていただきたい。</u> ・平成 28 年度の報告資料では、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の勤務状況における県内定着率は、全国平均 69.6%に対して 59.7%であり、2023 年度末までに 61.8%に向上させる計画が公表されている。現在受入を行なっている医療機関と連携・協働しつつ、岡山県における医師確保の更なる充実に貢献したいと考えており、研修医の募集定員の算定も、この点が十分勘案・説明された上で取り決められることが望ましいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治医大卒業医師は、へき地に係る医療機関での勤務が予定されていることから、へき地医療拠点病院において臨床研修を行うこととしており、現在は、別枠での取扱いとしています。 ・しかしながら、自治医大卒業医師に関わらず、これから岡山県の医療を担っていく若い医師を県全体でどのように育て、定着させていくのかといった議論は必要であると考えており、臨床研修病院が集まって話し合える機会を設けることについて検討いたします。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・R5 年度の募集定員に関しては、特段に申し上げることはないが、<u>今後各病院とも募集定員が増えることは考えられず、削減要請に備えて様々なシミュレーションを行った方が良いと考えられる。</u> ・そのため<u>県の呼びかけにより、国から定員枠が示される前に、県内の研修病院の研修医募集・採用担当間で情報交換を行い、信頼関係を構築した上で削減要請への対応策を前向きに検討する枠組みを作ってはどうか。</u>大学病院から市中病院のたすき掛け派遣や、自治医大卒の研修枠なども議題に上げて、総合的に議論していくことを提案いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後については、今回の計算方法を基本としつつも、臨床研修病院間で話し合える枠組があることは、重要であると考えますので、そのような機会を設けることについて検討いたします。

	提出された意見（要旨）	県の考え方
3	<p>・令和4年度の各臨床研修病院の定員数の割合に応じて按分する方法に変更となっているが、この方式だと、希望者数に関わらず、今後も定員は増えないこととなる。<u>今後もこの方法で計算することになるのか。</u></p> <p>・当院は限られた人的資源の中で救急医療や新型コロナウイルス感染症対応に取り組んでいる。医師確保の観点からも初期臨床研修医の獲得は非常に重要であることから、<u>単に募集定員数で按分する方法ではなく、別の方法も検討していただきたい。</u></p>	<p>・臨床研修医の募集定員については、国全体の定員が令和7年度まで縮小されることとなっており、定員を増加させることは困難な状況となっています。</p> <p>・また、医療行政に貢献していること等を配分することは一つのアイデアですが、各医療機関ともそれぞれ貢献いただいている中で、採用する指標の種類やその反映方法等について決めることは困難であると考えており、今年度、国の考え方が変わったことを契機に県の算定方法も変更させていただいたところです。</p> <p>・今後については、今回の計算方法を基本としつつも、皆様方からのご意見をお伺いして参りたいと考えております。</p>

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 28 日

岡山県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 5 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限の追加について

平素より医師臨床研修の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、令和 4 年 1 月 26 日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、以下のとおりとします。

令和 5 年度の募集定員上限が、令和 4 年度の各都道府県が定めた臨床研修病院の募集定員を下回る都道府県において、募集定員上限の追加を希望する場合に、令和 4 年度の募集定員を限度として、令和 5 年度の募集定員上限に、最大 5 人を加えることを可能とします。

貴県は、最大 5 人の追加が可能となります。

つきましては、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、この度の募集定員上限の追加を踏まえた定員配分案について、令和 4 年 4 月 15 日（金）までに、地方厚生局医事課宛てご提出願います。

令和5(2023)年度臨床研修病院の募集定員について(各臨床研修病院の募集定員の試算)

	令和4(2022)年度採用					令和3(2021)年度採用					令和2(2020)年度採用					平成31(2019)年度採用					平成30(2018)年度採用								
	定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率	定員	マッチ数	マッチ率	採用実績	採用率				
川崎医科大学附属病院	39	39	100			44	40	91	27	61	50	43	86	35	70	50	37	74	24	48	50	35	70	24	48				
岡山大学病院	42	39	93			42	41	98	36	86	46	42	91	39	85	46	40	87	40	87	46	44	96	41	89				
倉敷中央病院	32	32	100			30	30	100	30	100	32	30	94	29	91	32	32	100	29	91	32	32	100	29	91				
岡山赤十字病院	14	14	100			13	9	69	13	100	2	14	14	100	14	100	2	14	14	100	14	14	100	13	93				
岡山医療センター	15	15	100			15	15	100	14	93	17	14	82	13	76	17	15	88	14	82	17	14	82	12	71				
岡山済生会総合病院	11	11	100			11	11	100	11	100	14	13	93	12	86	12	4	33	9	75	2	13	13	100	10	77			
岡山市立市民病院	10	10	100			10	10	100	10	100	12	12	100	12	100	10	10	100	9	90		10	10	100	10	100			
川崎医科大学総合医療センター	13	13	100			13	13	100	9	69	25	12	48	11	44	25	17	68	12	48		25	20	80	11	44			
岡山労災病院	4	4	100			4	4	100	4	100	6	6	100	5	83	6	2	33	1	17		6	3	50	5	83			
津山中央病院	8	8	100			8	7	88	7	88	11	6	55	6	55	1	9	9	100	9	100	1	9	7	78	7	78		
岡山協立病院	4	4	100			3	3	100	3	100	4	4	100	4	100	4	1	25	4	100		4	3	75	3	75			
倉敷成人病センター	2	2	100			2	2	100	2	100	3	3	100	3	100	3	2	67	1	33		3	2	67	1	33			
水島協同病院	2	2	100			2	1	50	2	100	5	3	60	4	80	5	1	20	3	60		5	2	40	1	20			
水島中央病院	2	2	100			2	2	100	1	50	2	1	50	2	100														
岡山中央病院	2	0	0			2	2	100	2	100	3	1	33	2	67	3	0	0	0	0		3	1	33	2	67			
心臓病センター榊原病院																2	0	0	0	0		2	0	0	0	0			
合計	200	195	98			201	190	95	171	85	2	244	204	84	191	78	3	238	184	77	169	71	3	239	200	84	169	71	4

※「自治(参考)」列を除き、自治医師は含んでいない(定員、マッチ、採用実績)。

確定次第反映

令和5(2023)年度募集定員(試算) ※自治、基礎医除く								
	県定員上限 (自治除く) (基礎医除く)	前年度定員数の割合による按分		臨床研修医確保に係る調整 *1	前年度定員数に対して募集定員が不足する病院等への配分 *2		定員1病院への加算 (県定員上限の枠外) *3	試算結果
		端数調整	R4定員数との差		調整分の配分			
川崎医科大学附属病院	197	38.42	38		1	1		39
岡山大学病院		41.37	41		1	2		43
倉敷中央病院		31.52	32					32
岡山赤十字病院		13.79	14					14
岡山医療センター		14.78	15					15
岡山済生会総合病院		10.84	11					11
岡山市立市民病院		9.85	10					10
川崎医科大学総合医療センター		12.81	13					13
岡山労災病院		3.94	4					4
津山中央病院		7.88	8					8
岡山協立病院		3.94	4					4
倉敷成人病センター		1.97	2	▲ 1			1	2
水島協同病院		1.97	2	▲ 1			1	2
水島中央病院		1.97	2	▲ 1			1	2
岡山中央病院		1.97	2	▲ 1			1	2
合計		197.00	198	▲ 4	2	3	4	201

調整分↑

岡山赤十字病院、岡山済生会総合病院、津山中央病院は、自治医師を受け入れる場合は、当該受入人数を別途加算する。
(R5年度計1人予定)

*1 県の配分の結果、やむを得ず一病院あたりの定員配分率が1となる場合、県の募集定員上限の枠外で、当該病院の募集定員を2(募集定員の下限)に加算することが可能であることから、県全体の募集定員数確保のため、前年度定員数割合による按分の結果、定員が2となる病院について、定員を一旦1とする。

*2 調整分の配分方法(最大平均法)
前年度定員数を下回っている病院について、その不足分の割合により、調整分の定員を配分する。
定員上限197 - 実績按分端数調整後198 + 調整分4 = 調整分配分3
○調整分2
各病院の不足: 川大附属病院1/39、岡山大学病院1/42
→川崎医科大学附属病院、岡山大学病院にそれぞれ1配分
○調整分1
残る調整分1については、前年度定員数を基礎に按分で計算した場合に、数値が最も大きくなる岡山大学病院へ配分する。

*3 *1で定員を2から1に調整した病院について、県定員上限の枠外で、それぞれ定員を1加算する。